



鳥取県公報

令和3年7月13日（火）
第9317号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	包括外部監査契約の締結（405）（行政監察・法人指導課）……………2
	県営土地改良事業計画の変更（406）（農地・水保全課）……………2

告 示

鳥取県告示第405号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 境港市上道町3271-2
氏名 谷田 真基
- 2 契約期間の始期 令和3年7月5日
- 3 費用の額の算定方法 932万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第406号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 浅井地区 ため池整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和3年7月13日から同年8月2日まで
- 3 縦覧に供する場所
南部町役場
- 4 審査請求
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。